

# 2017年度 水際対策1委員会 成果報告

『小口郵便ルートの実態解明及び問題点の明確化並びにその対策の検討』



2018年3月13日

中国IPG 水際対策1委員会

山口 光次郎（オリンパス（北京）銷售服務有限公司）

# 0. 委員会メンバー

No.	企業名
1	索尼（中国）有限公司
2	佳能（中国）有限公司
3	尼康映像儀器銷售（中国）有限公司
4	本田技研工業（中国）投資有限公司
5	奥林巴斯（北京）銷售服務有限公司
6	富士電機（株）北京事務所
7	愛普生（中国）有限公司

⇒7社、19名

# 1. 現状認識と課題

**(1) 「税関が郵便ルートにおける知的財産権に関する案件を処理する暫行規定（2013年5月1日施行）」（以下、「暫行規定」）の施行後、税関からの権利侵害に関する通知が大幅に減少。権利者は“簡易処理”された案件情報を殆ど入手できなくなりました。**

**(2) 昨年度は直属税関管轄下の駐郵便局弁事所に絞り調査を行った。しかし、駐郵便局弁事所以外に、空港税関でも小口郵便を扱っているとの情報を得ている。**

# 1. 現状認識と課題

**(3) 模倣品に関するリスク情報の提供を税関から望まれているところ、小口郵便観点で実際にどのような情報を提供すべきか明確ではない。小口郵便の検査基準、業務フローなどを把握することにより、小口郵便に特化した有効なリスク情報を税関に提供できる可能性がある。**

**(4) 電子商取引（EC）の急速な発展に伴い、小口郵便の利用頻度が激増しており、両者は密接不可分の関係にある。切り口を変えて、税関へのアプローチに止まらず、小口郵便を輸送する国際ECサイトの物流会社の実態を把握することにより、模倣品販売業者の“抜け道”などが見えてくる可能性がある。**

## 2. 調査目的

- (1) 「暫行規定」施行前後のメンバー企業の実績を集計し、「暫行規定」がメンバー企業に与える影響度を把握する。**
- (2) メンバー企業が特に重視する深圳、広州、杭州の3税関の小口郵便ルートの詳細を把握し、交流すべき対象を明確にする。**
- (3) 小口郵便観点で税関に提供すべきリスク情報を見極める。**
- (4) アリババ輸出関連の物流会社を把握する。**

### 3. 調査研究方法

**(1) 「暫行規定」施行日前後各4年間のメンバー企業の税関からの通知件数、差止件数を集計する。**

**(2) 調査会社委託**

**インターネット又は対象税関等に対する電話ヒアリングにより、以下の調査を行う。**

- ① 深圳、広州、杭州税関の小口郵便ルート及びその業務内容**
- ② 小口郵便の検査手法**
- ③ アリババ輸出関連の物流会社の実態把握**

**(3) 地方税関との意見交換会を通じて、上記 (2) ①、②、その他の情報を収集する。**

# 4. 研究に基づく成果

## (1) 「暫行規定」施行日前後の統計データ

### ① 通知件数

企業	2009/5/1-2013/4/30	2013/5/1-2017/4/30	対施行日前比(b/a)
	通知件数 (一般貨物含む): a	通知件数 (一般貨物含む): b	
A社	データ無し		
B社	53	13	25%
C社	16	6	38%
D社	202	127	63%
E社	16	6	38%
F社	51	31	61%
計	338	183	54%

⇒通知件数が半減している。

# 4. 研究に基づく成果

## (1) 「暫行規定」施行日前後の統計データ

### ② 差止件数

企業	2009/5/1-2013/4/30	2013/5/1-2017/4/30	対施行日前比(d/c)	2013/5/1-2017/4/30
	差止件数 (一般貨物含む):c	差止件数 (一般貨物含む):d		小口郵便差止案件
A社	325	134	41%	2
B社	37	7	19%	3
C社	9	8	89%	6
D社	95	50	53%	0
E社	5	1	20%	0
F社	21	7	33%	1
計	471	207	44%	12

⇒差止件数も半減。施行後4年間で、小口郵便案件であると認識できる差止件数は、6社合計で僅か12件に過ぎない。

# 4. 研究に基づく成果

## (2) 調査会社委託

### ① 深圳、広州、杭州税関の小口郵便ルート及びその業務内容

税関分類1	税関分類2	業務内容
1. 深圳税関	(1) 駐郵便局弁事所	深圳地区の郵便物と速達便の輸出入監督業務
	(2) 空港税関	深圳空港（空港に設置されている客・貨物・オイルターミナル、速達便監視センター、保税物流センターなどの管轄場所を含む）の各税関業務
2. 広州税関	(1) 駐郵便局弁事所	広州地区の郵便物、オーディオ・ビデオ製品と速達便の輸出入監督業務
	(2) 白雲空港税関	白雲空港の運輸工具、手荷物、速達便の輸出入、保税監督場所、および特殊管轄区の監督。
	(3) 天河車站税関監管課	広東天河駅の貨物、物品、運輸工具、ほかの税関からの転送貨物・物品の輸出入監督業務
	(4) 佛山税関駐禅城弁事所速達便課	広東佛山地区の郵便物と速達便の輸出入監督業務
3. 杭州税関	(1) 杭州税関駐郵便局弁事所	管轄地区の郵便物、印刷品、オーディオ・ビデオ製品と速達便の輸出入監督業務。個人郵便物の小包税の徴収など
	(2) 杭州萧山空港税関	杭州萧山空港の運輸工具、手荷物、速達便の輸出入の各税関業務
	(3) 温州税関駐郵便局弁事所	温州市内と麗水地域の貨物、物品、速達便の輸出入監督業務

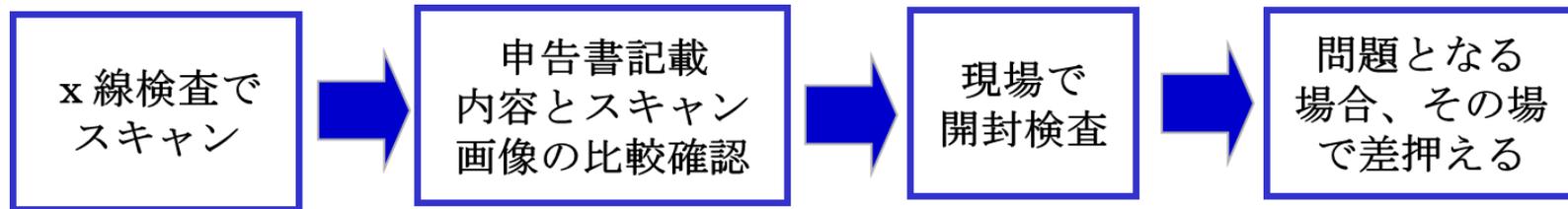
国際郵便物を扱うのは、白雲空港税関のみ（広州税関コメント）。

⇒駐郵便局弁事所以外でも小口郵便を扱っていること、およびその業務内容が判明。

# 4. 研究に基づく成果

## (2) 調査会社委託

### ②小口郵便の検査手法



#### 【事例】

- ・申告書記載製品：チョコレート
  - ・包装箱：著名ブランド
  - ・X線画像：彫刻
- ⇒郵便物を開けたところ、象牙の彫刻が発見され、差押え。

#### 【広州税関コメント】

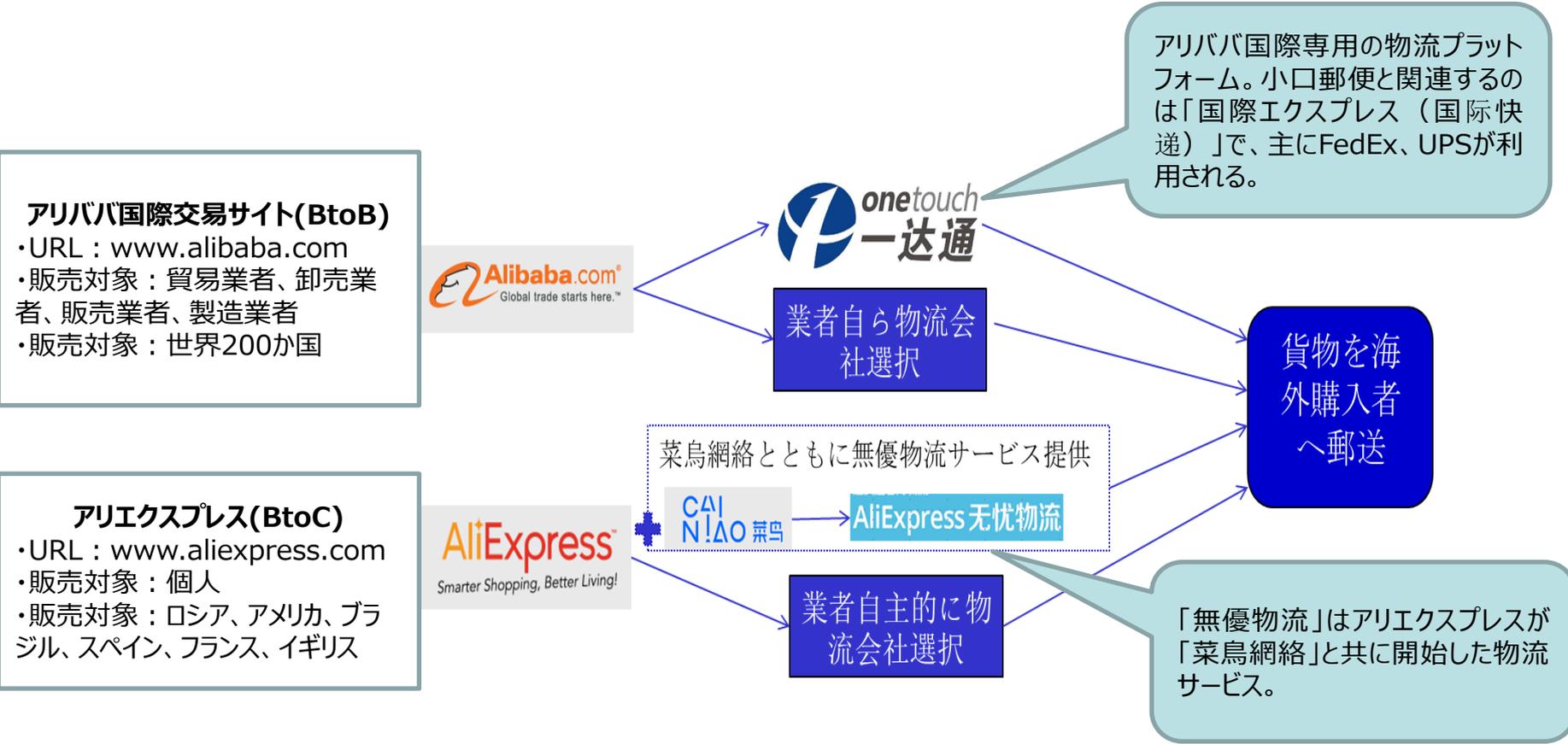
- ・「正規品の箱の大きさ、内容物の個数、外観などはまさにリスク情報である。」

⇒小口郵便の場合、通常の実質判定識別情報（ホログラムを用いた鑑定方法、ロゴの相違等）以外もリスク情報として有効。

# 4. 研究に基づく成果

## (2) 調査会社委託

### ③ アリババ輸出関連の物流会社の実態把握



# 4. 研究に基づく成果

## (2) 調査会社委託

### ③ アリババ輸出関連の物流会社の実態把握

「菜鳥網絡」と提携する海外へ貨物運送する物流業者一覧  
(赤枠は特に小口郵便と関連のある業者)



跨境网络


# 4. 研究に基づく成果

## (2) 調査会社委託

### ③アリババ輸出関連の物流会社の実態把握



アリエクスプレスを利用した注文後の物流会社選択画面

サービス名称	参考运输时效	試算运费
● AliExpress 无忧物流-标准	15-45天	CN ¥ 79.50
☑ 您选择使用的物流服务和买家下单时选择的 <b>不一致</b> ，可能导致买家拒收或提纠纷。		
● AliExpress 无忧物流-优先	8-15天	CN ¥ 90.10
● e邮宝	20-40天	CN ¥ 89.00
● EMS	20-40天	CN ¥ 114.00
● FedEx IE	7-15天	CN ¥ 126.15
● FedEx IP	7-15天	CN ¥ 134.43
● UPS全球速快	7-15天	CN ¥ 95.31
● UPS Expedited	7-15天	CN ¥ 79.66
● TNT	7-15天	CN ¥ 291.48

「無優物流」の選択肢

「無優物流」以外の物流会社も選択可能

⇒販売業者は、値段を確認しながら物流会社を選択できる。

## 4. 研究に基づく成果

### (3) 広州税関との意見交換

- 日時、場所：2018年1月23日 9:10-10:45 @広州税関内会議室
- 広州税関出席者：法規処、行郵処、対外連絡弁公室などの関係者
- 広州税関コメント

#### <「暫行規定」について >

・広州税関は、「**知財税関保護条例の執行方法**」（中文：中华人民共和国海关关于《中华人民共和国知识产权海关保护条例》的实施办法）」という規定に基づいて処理している。これは税関総署が決めたルールで「暫行規定」を詳しく定めた細則のようなもの。「**暫行規定**」は廃止されたが、**対応内容は継続して実施**している。

#### <海外荷受人情報の開示について >

・海外の荷受人情報は当事者の情報を守る必要があるため、通常の場合ならば権利者に情報を開示しない。但し、権利侵害貨物量が多く、価値のある案件の場合は、地方政府・公安と連携して深掘りして協力操作という形として協力者に参加してもらい情報開示する。また、**本日のような場や日常的な交流であれば口頭ベースで情報を共有することが可能**。

・簡易処理実施は税関側の業務コストを下げることで、および権利者のコストも削減できることを目的としている。ただし税関も権利者との交流を大事にしており、簡易処理で権利者に情報は通知されないが、その代わりに**交流会や広告宣伝、説明会などでお互いの情報をシェア**できるように努めている。

## 5. 実務への提言

**(1) 定期的に税関との交流の機会を持つべきである。特に小口郵便観点での交流の際は、駐郵便局弁事所だけでなく、空港税関等も選択肢に入れるべきである。**

**(2) 税関に提供すべきリスク情報は、従来の真贋判定識別情報に限らず、小口郵便の検査手法等を想定して検討すべきである。**

## 6. 積み残された課題

- (1) 税関総署との意見交換  
3月中に開催すべく日程調整中**
  
- (2) 税関以外との交流（例：郵政局、物流会社）  
来年度以降、対外交流委員会などで対応**

ご清聴ありがとうございました。